

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由	
目次			目次				
編	章	節	編	章	節		
第1編 総則	第1章 計画の目的・ 性格等	第1節 目的	第1章 計画の目的・ 性格等	第1節 目的	第1節 目的		
		第2節 計画の性格			第2節 計画の性格		
		第3節 計画の構成			第3節 計画の構成		
		第4節 用語			第4節 用語		
	第2章 地震防災面か らみた福岡県 の特性	第1節 自然的条件	第2章 地震防災面か らみた福岡県 の特性	第1節 自然的条件	第2節 社会的条件		
		第2節 社会的条件			第3節 本県の地震災害の特色		
		第3節 本県の地震災害の特色					
	第3章 災害の想定	第1節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方	第3章 災害の想定	第1節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方	第2節 県内活断層の位置及び評価		
		第2節 県内活断層の位置及び評価			第3節 津波災害想定		
		第3節 津波災害想定					
	第4章 重点的に取り 組むべき対策		第4章 重点的に取り 組むべき対策				
	第5章 防災関係機関 等の業務大綱	第1節 実施責任	第5章 防災関係機関 等の業務大綱	第1節 実施責任	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱			第3節 県民及び企業等の基本的責務		
		第3節 県民及び企業等の基本的責務					
	第6章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	第6章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	第2節 災害時の運用		
		第2節 災害時の運用			第3節 計画の周知		
		第3節 計画の周知					
	第7章 災害に関する 調査研究の推 進		第7章 災害に関する 調査研究の推 進				
第2編 災害予 防計画	第1章 基本方針		第2編 災害予 防計画	第1章 基本方針			
	第2章 防災基盤の強 化	第1節 都市構造の防災化		第2章 防災基盤の強 化	第1節 都市構造の防災化		
		第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方			第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方		
		第3節 建築物等の安全化			第3節 建築物等の安全化		
		第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化			第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化		
	第3章 県民等の防災 力の向上	第1節 県民が行う防災対策		第3章 県民等の防災 力の向上	第1節 県民が行う防災対策		第2節 自主防災体制の整備
		第2節 自主防災体制の整備					第3節 企業等防災対策の促進
		第3節 企業等防災対策の促進					

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
第2編 災害予 防計画	第4章 効果的な応急 活動のための 事前対策	第4節 防災知識の普及	第2編 災害予 防計画	第4章 効果的な応急 活動のための 事前対策	第4節 防災知識の普及	孤立集落対策を記載することによる修正
		第5節 防災訓練の充実			第5節 防災訓練の充実	
		第6節 県民の心得			第6節 県民の心得	
		第1節 広域応援・受援体制の整備			第1節 広域応援・受援体制の整備	
		第2節 防災体制・施設・資機材等の整備			第2節 防災体制・施設・資機材等の整備	
		第3節 災害救助法等の運用体制の整備			第3節 災害救助法等の運用体制の整備	
		第4節 津波災害予防体制の整備			第4節 津波災害予防体制の整備	
		第5節 情報管理体制の整備			第5節 情報管理体制の整備	
		第6節 広報・広聴体制の整備			第6節 広報・広聴体制の整備	
		第7節 二次災害の防止体制の整備			第7節 二次災害の防止体制の整備	
		第8節 救出救助体制の整備			第8節 救出救助体制の整備	
		第9節 避難体制の整備			第9節 避難体制の整備	
		第10節 交通・輸送体制の整備			第10節 交通・輸送体制の整備	
		第11節 保健医療福祉活動の調整			第11節 保健医療福祉活動の調整	
		第12節 医療救護体制の整備			第12節 医療救護体制の整備	
		第13節 要配慮者安全確保体制の整備			第13節 要配慮者安全確保体制の整備	
		第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備			第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備	
		第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画			第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画	
		第16節 住宅の確保体制の整備			第16節 住宅の確保体制の整備	
		第17節 災害廃棄物処理体制の整備			第17節 災害廃棄物処理体制の整備	
		第18節 保健衛生・防疫体制の整備			第18節 保健衛生・防疫体制の整備	
		第19節 帰宅困難者支援体制の整備			第19節 帰宅困難者支援体制の整備	
		第20節 液状化災害予防計画			第20節 液状化災害予防計画	
		第21節 防災関係機関における業務継続計画		第21節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防		
		第22節 南海トラフ地震臨時情報への対応		第22節 防災関係機関における業務継続計画		
第3編 災害応 急対策 計画	第1章 活動体制の確立	第1節 災害対策系統図	第3編 災害応 急対策 計画	第1章 活動体制の確立	第1節 災害対策系統図	
		第2節 県等の組織体制の確立			第2節 県等の組織体制の確立	
		第3節 自衛隊の災害派遣要請			第3節 自衛隊の災害派遣要請	
		第4節 応援要請			第4節 応援要請	
		第5節 災害救助法の適用			第5節 災害救助法の適用	
		第6節 要員の確保			第6節 要員の確保	

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由		
第3編 災害応急対策 計画	第2章 災害応急対策 活動	第7節 災害ボランティアの受入・支援	第2章 災害応急対策 活動	第7節 災害ボランティアの受入・支援	孤立集落対策を記載することによる修正			
		第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）		第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）				
		第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）		第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）				
		第3節 被害情報等の収集伝達		第3節 被害情報等の収集伝達				
		第4節 広報・広聴		第4節 広報・広聴				
		第5節 地震水防対策の実施		第5節 地震水防対策の実施				
		第6節 二次災害の防止		第6節 二次災害の防止				
		第7節 救出活動		第7節 孤立集落における災害応急対策				
		第8節 避難対策の実施		第8節 救出活動				
		第9節 交通・輸送対策の実施		第9節 避難対策の実施				
		第10節 医療救護		第10節 交通・輸送対策の実施				
		第11節 要配慮者の支援		第11節 医療救護				
		第12節 保健衛生、防疫、環境対策		第12節 要配慮者の支援				
		第13節 遺体の搜索、収容及び火葬		第13節 保健衛生、防疫、環境対策				
		第14節 飲料水の供給		第14節 遺体の搜索、収容及び火葬				
		第15節 食料の供給		第15節 飲料水の供給				
		第16節 生活必需品等の供給		第16節 食料の供給				
		第17節 住宅の確保		第17節 生活必需品等の供給				
		第18節 災害廃棄物等の処理		第18節 住宅の確保				
		第4編 災害復旧・復興計画		第1章 災害復旧・災害復興の基本方針		第1節 基本方針	第4編 災害復旧・復興計画	第1節 基本方針
						第2節 災害復旧・復興計画の構成		第2節 災害復旧・復興計画の構成
第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置	第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置							
第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画		第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画				
	第2節 激甚災害の指定			第2節 激甚災害の指定				
第3章 被災者等の生活	第1節 罹災証明書の発行		第3章 被災者等の生活	第1節 罹災証明書の発行				
	第2節 被災者台帳の整備			第2節 被災者台帳の整備				
	第3節 生活相談			第3節 生活相談				

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
	活再建等の支援	第4節 <u>女性のための相談</u>	活再建等の支援	第4節 <u>男女の心身の健康に関する相談</u>	記載の適正化	
		第5節 雇用機会の確保		第5節 雇用機会の確保		
		第6節 義援金品の受付及び配分等		第6節 義援金品の受付及び配分等		
		第7節 生活資金の確保		第7節 生活資金の確保		
		第8節 郵便事業の特例措置		第8節 郵便事業の特例措置		
		第9節 租税の徴収猶予、減免等		第9節 租税の徴収猶予、減免等		
		第10節 災害弔慰金等の支給等		第10節 災害弔慰金等の支給等		
		第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発		第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発		
	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置		
		第2節 流通機能の回復		第2節 流通機能の回復		
	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり		
		第2節 復興に対する合意形成		第2節 復興に対する合意形成		
		第3節 復興計画の推進		第3節 復興計画の推進		

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・性格等 第 1 節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第40 条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち震災対策に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。 計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。 計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情	第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・性格等 第 1 節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第40 条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち震災対策に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。 計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。 計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情	字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高める等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。 なお、この計画に定められていない事項については、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）による。 ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50 年法律第84 号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31 条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画による。 第2 節～第4 節 （略） 第2 章 地震防災面からみた福岡県の特徴 第1 節 （略） 第2 節 社会的条件 第1 ～第2 （略） 第3 経済・産業の状況 <u>平成29</u>年度の県内総生産は19兆<u>6,792</u>億円で九州・沖縄の約<u>38.2</u> %、全国の約<u>3.5</u> %を占めている。 本県の産業構造としては、第1 次産業 <u>(0.9%)</u>、第2 次産業 <u>(20.5 %)</u>、第3 次産業 <u>(78.1%)</u> の<u>総生産額の比率</u>となっており、第3 次産業の<u>ウエイトが高く、第1 次産業のウエイトが低くなっている。</u><u>(平成29年度県民経済計算年報（令和2 年3 月発表）)</u> 県内4 地域を見ると、全地域とも第3 次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第3 次、北九州地域、筑豊地域は第2 次、筑後地域は第1 次及び第2 次産業の<u>構成比が高い</u>。 第3 節 本県の地震災害の特色 第1 地震災害履歴 1 ～2 （略） 3 津波による被害 <u>本県沿岸では、近年大きな津波は観測されていない。</u>本県の海岸	を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高める等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人、<u>外国人</u>などの参画を拡大する。 なお、この計画に定められていない事項については、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）による。 ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50 年法律第84 号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31 条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画による。 第2 節～第4 節 （略） 第2 章 地震防災面からみた福岡県の特徴 第1 節 （略） 第2 節 社会的条件 第1 ～第2 （略） 第3 経済・産業の状況 <u>令和3</u>年度の県内総生産は19兆<u>4,571</u>億円で、<u>九州・沖縄の約37.2 %</u>、全国の約<u>3.4 %</u>を占めている。 本県の産業構造としては、<u>総生産額における比率が</u>、第1 次産業 <u>0.6 %</u>、第2 次産業<u>19.6 %</u>、第3 次産業<u>78.8 %</u>となっており、第3 次産業が<u>最も高く、次いで第2 次産業、第1 次産業の順となっている。</u> 県内4 地域を見ると、全地域とも第3 次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第3 次<u>産業が</u>、北九州地域<u>及び</u>筑豊地域は第2 次<u>産業が</u>、筑後地域は第1 次及び第2 次産業が<u>特に高い傾向となっている</u><u>(令和3 年度県民経済・市町村民経済計算報告書（令和6 年7 月発表）)</u>。 第3 節 本県の地震災害の特色 第1 地震災害履歴 1 ～2 （略） 3 津波による被害 本県の海岸は玄界灘・響灘、周防灘、有明海に分けられるが、こ	消防庁防災業務計画（R6. 6）の修正に伴う修正 記載の適正化 記載の適正化

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由																																				
は玄界灘・響灘、周防灘、有明海に分けられるが、これらの海岸に到達する津波の発生域としてはそれぞれ、日本海、南海トラフ・日向灘、有明海が考えられる。 日本海では、1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部海岸で十数回の潮位変動が観測されたのみである。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。有明海では、地震に伴う津波はチリ地震に伴う津波が長崎県や鹿児島県の沿岸で記録されている程度である。また、2005年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。2011年東北地方太平洋沖地震においても、福岡県では津波による被害は起こっていない。 火山活動に伴う地震では、1792年の雲仙火山の眉山大崩壊に伴う波高数十mにも及ぶ津波が発生したことが知られている。島原半島側で約10m、対岸の熊本県側で数十mにも及ぶ津波が発生し、福岡県にも数mの津波が及んだ。記録上、福岡県沿岸での総被害ははっきりしないが、隣の佐賀県では17名の死者、23名の負傷者が出ており、59件の家が流された、という記録がある。 ■直近の本県関係の地震 【2016年（平成28年）熊本地震】 <table><tr><th>年</th><th>月日</th><th>時分</th><th>震源</th><th>東経</th><th>北緯</th><th>深さ</th><th>M</th><th>被害の概要</th></tr><tr><td>2016</td><td>4.16</td><td>1:25</td><td>熊本</td><td>130°45.7'</td><td>32°45.2'</td><td>12</td><td>7.3</td><td>震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊1棟 一部損壊230棟</td></tr></table> 過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。 （１）～（２） （略） 第3章～第4章 （略） 第5章 防災関係機関等の業務大綱 （略） 第1節 （略） 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 第1～第6 （略） 第7 指定地方公共機関 1～6 （略） 7 一般社団法人福岡県歯科医師会 （略） 8～15 （略）	年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要	2016	4.16	1:25	熊本	130°45.7'	32°45.2'	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊1棟 一部損壊230棟	これらの海岸に到達する津波の発生域としてはそれぞれ、日本海、南海トラフ・日向灘、有明海が考えられる。 日本海では、1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部海岸で十数回の潮位変動が観測されたのみである。2024年能登半島地震では、福岡県日本海沿岸にも津波注意報が発表され、福岡県沿岸でも津波を観測した。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。有明海では、地震に伴う津波はチリ地震に伴う津波が長崎県や鹿児島県の沿岸で記録されている程度である。また、2005年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。2011年東北地方太平洋沖地震においても、福岡県では津波による被害は起こっていない。 火山活動に伴う地震では、1792年の雲仙火山の眉山大崩壊に伴う波高数十mにも及ぶ津波が発生したことが知られている。島原半島側で約10m、対岸の熊本県側で数十mにも及ぶ津波が発生し、福岡県にも数mの津波が及んだ。記録上、福岡県沿岸での総被害ははっきりしないが、隣の佐賀県では17名の死者、23名の負傷者が出ており、59件の家が流された、という記録がある。 ■直近の本県関係の地震 【2016年（平成28年）熊本地震】 <table><tr><th>年</th><th>月日</th><th>時分</th><th>震源</th><th>東経</th><th>北緯</th><th>深さ</th><th>M</th><th>被害の概要</th></tr><tr><td>2016</td><td>4.16</td><td>1:25</td><td>熊本</td><td>130°45.7'</td><td>32°45.2'</td><td>12</td><td>7.3</td><td>震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊4棟 一部損壊251棟</td></tr></table> 過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。 （１）～（２） （略） 第3章～第4章 （略） 第5章 防災関係機関等の業務大綱 （略） 第1節 （略） 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 第1～第6 （略） 第7 指定地方公共機関 1～6 （略） 7 公益社団法人福岡県歯科医師会 （略） 8～15 （略）	年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要	2016	4.16	1:25	熊本	130°45.7'	32°45.2'	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊4棟 一部損壊251棟	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要																														
2016	4.16	1:25	熊本	130°45.7'	32°45.2'	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊1棟 一部損壊230棟																														
年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要																														
2016	4.16	1:25	熊本	130°45.7'	32°45.2'	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊4棟 一部損壊251棟																														

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第3節（略） 第6章～第7章（略）	第3節（略） 第6章～第7章（略）	
第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第1章 （略） 第2章 防災基盤の強化 第1節～第3節 （略） 第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化 （略） 第1 土砂災害防止施設等の整備 （略） 1～6 （略） 7 鉱山災害防災対策 県防災計画（基本編・風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第19節「鉱山の災害予防」に準ずる。 第2 河川・海岸施設等の安全対策 1 河川施設の耐震対策（河川整備課） 地震の発生に際しての河川施設の被害を想定し、耐震点検を行い、堤防、ダム、水門及び排水機場等の県管理河川関連施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を行うものとする。 2 （略） 第3～第5 （略） 第3章 県民等の防災力の向上 第1節～第3節 （略） 第4節 防災知識の普及 （略） 第1 県民等に対する防災知識の普及 県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。 また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。 その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。	第1章 （略） 第2章 防災基盤の強化 第1節～第3節 （略） 第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化 （略） 第1 土砂災害防止施設等の整備 （略） 1～6 （略） 7 鉱山災害防災対策 県防災計画（基本編・風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第20節「鉱山の災害予防」に準ずる。 第2 河川・海岸施設等の安全対策 1 河川施設の耐震対策（河川整備課、河川管理課） 地震の発生に際しての河川施設の被害を想定し、耐震点検を行い、堤防、ダム、水門及び排水機場等の県管理河川関連施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を行うものとする。 2 （略） 第3～第5 （略） 第3章 県民等の防災力の向上 第1節～第3節 （略） 第4節 防災知識の普及 （略） 第1 県民等に対する防災知識の普及 県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。 また、災害による人的被害を軽減する方策は、県民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を県民等に対して行うものとする。 その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時	字句の修正 記載の適正化 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、消防団員等の有識者による体験的・実践的な研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するものとする。 1～3 （略） 第2～第5 （略） 第6 防災知識の普及に際しての留意点等（防災危機管理局・関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。 第7 （略） 第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村） 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第5節 防災訓練の充実 県、市町村及び防災関係機関は、防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施するものとする。	のニーズの違いに配慮するよう努める。 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、消防団員等の有識者による体験的・実践的な研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するものとする。 1～3 （略） 第2～第5 （略） 第6 防災知識の普及に際しての留意点等（防災危機管理局・関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。 第7 （略） 第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村） 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第5節 防災訓練の充実 県、市町村及び防災関係機関は、防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関、障がい者や外国人などの要配慮者及び要配慮者を支援する者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施するものとする。	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関 第１～第３ （略） 第４ 防災訓練に際しての留意点等（関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、<u>地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方</u>に十分配慮するよう努めるものとする。 また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。 第５ （略） 第６節 （略）	〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関 第１～第３ （略） 第４ 防災訓練に際しての留意点等（関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、<u>津波防災の日</u>、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、<u>地域における避難行動要支援者を支援する体制の整備や、被災時における多様な性のニーズ、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い</u>に十分配慮するよう努めるものとする。 また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。 第５ （略） 第６節 （略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第4章 効果的な応急活動のための事前対策 第1節 広域応援・受援体制の整備 大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。 県は、<u>国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう</u>、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、<u>連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</u> 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 市町村は、<u>県への応援要請が迅速に行えるよう</u>、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、<u>連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</u> 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関	第4章 効果的な応急活動のための事前対策 第1節 広域応援・受援体制の整備 大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、<u>職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u>また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。 県は、<u>国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう</u>、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、<u>連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</u> 県及び市町村は、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、</u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 市町村は、<u>県への応援要請が迅速に行えるよう</u>、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、<u>連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</u> 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第１～第３ （略） 第４ 関係機関の広域応援体制の整備 １ 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課） （１）～（２） （略） （３）防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の体制の充実</u>に努めるものとする。 県は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の整備に努めるものとする。 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 ２ （略） ３ 消防機関 消防機関は、「緊急消防援助隊受援計画」に<u>基づき</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努めるものとする。 ４ 九州地方整備局 九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、応急復旧活動に関して被災地方公共団体等	第１～第３ （略） 第４ 関係機関の広域応援体制の整備 １ 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課） （１）～（２） （略） （３）防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、<u>災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害薬事コーディネーター、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携等</u>に努めるものとする。 県は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の整備に努めるものとする。 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 ２ （略） ３ 消防機関 消防機関は、「緊急消防援助隊受援計画」に<u>基づくほか、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努めるものとする。 ４ 九州地方整備局 九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u>被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>、その他災害応急対策など、	防災基本計画（Ｒ6.6修正）に基づく修正 福岡県保健医療計画（第８次）を踏まえた修正 防災基本計画（Ｒ6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（Ｒ6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（Ｒ6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（Ｒ6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
が行う活動に対する支援を実施するものとする。 なお、九州地方整備局は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。 また、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うよう努めるものとする。 資料編 応援協定－九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成21年5月11日締結）参照（県土整備総務課） 第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努めるものとする。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 第6 （略） 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 （略） 第1～第4 （略） 第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関） 1 計画方針 防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。 2 整備項目	応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 なお、九州地方整備局は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。 また、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うよう努めるものとする。 資料編 応援協定－九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成21年5月11日締結）参照（県土整備総務課） 第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努めるものとする。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> 第6 （略） 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 （略） 第1～第4 （略） 第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関） 1 計画方針 防災関係機関は、応急対策の実施のため、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u>また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。 2 整備項目	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(1) (略) (2) (略) (3) 特殊車両の増強 ア 交通規制標識車 イ オフロード二輪車 <u>ウ</u> トイレカー <u>エ</u> キッチンカー <u>オ</u> 給水車 <u>カ</u> その他災害活動に必要な車両 (4) 3～5 (略) 第6 (略) 第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村） <u>県及び市町村は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。</u> 第8～第9 (略) 第3節～第4節 (略) 第5節 情報管理体制の整備 第1～第3 (略) 第4 情報通信施設等の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、<u>情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。</u>また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。 また、さまざまな環境下にある住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、	(1) (略) (2) (略) (3) 特殊車両の増強 ア 交通規制標識車 イ オフロード二輪車 <u>ウ 消防ポンプ自動車</u> <u>エ</u> トイレカー <u>オ</u> キッチンカー <u>カ</u> 給水車 <u>キ</u> その他災害活動に必要な車両 (4) 3～5 (略) 第6 (略) 第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村） <u>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u> <u>また、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。</u> 第8～第9 (略) 第3節～第4節 (略) 第5節 情報管理体制の整備 第1～第3 (略) 第4 情報通信施設等の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、<u>有・無線系、地上系・衛星系によるネットワーク、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。ネットワークは、耐震化、多ルート化、関連装置の二重化等の推進を図り、災害時の使用を考慮した十分な回線容量を確保する。</u>また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。 また、さまざまな環境下にある住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、	字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努めるものとする。 国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。 〈主な実施機関〉 九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者 1～5 （略） 6 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） （1） （略） （2）整備項目 ア～ウ （略） エ 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、福岡県防災情報システムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう検討を加えるものとする。 7～8 （略） 第6節 広報・広聴体制の整備 （略） 第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライ	報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、<u>住民が容易に確認できるよう</u>、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努めるものとする。 国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。 〈主な実施機関〉 九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者 1～5 （略） 6 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） （1） （略） （2）整備項目 ア～ウ （略） エ 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、<u>国が運用する総合防災情報システム（SOB0-WEB）等との連携を行うなど、大規模かつ広域的な災害に対応できる適切な機能を追加するとともに</u>、福岡県防災情報システムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう<u>継続的に</u>検討を加えるものとする。 7～8 （略） 第6節 広報・広聴体制の整備 （略） 第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライ	記載の適正化 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
フライン関係機関) 1～11 (略) 12 国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 13 (略) 第2～第4 (略) 第7節 二次災害の防止体制の整備 (略) 第1 震災消防体制の整備（防災危機管理局、市町村（消防機関）） 1～5 (略) 6 住民に対する啓発 市町村は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。 なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。 7 (略) 第2～第3 (略) 第8節 (略) 第9節 避難体制の整備 市町村は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、地域の特性に応じて指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。 県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に	フライン関係機関) 1～11 (略) 12 国、県及び市町村は、<u>外国人や</u>、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 13 (略) 第2～第4 (略) 第7節 二次災害の防止体制の整備 (略) 第1 震災消防体制の整備（防災危機管理局、市町村（消防機関）） 1～5 (略) 6 住民に対する啓発 市町村は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、<u>特に木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域における感震プレーカーや</u>対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。 なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。 7 (略) 第2～第3 (略) 第8節 (略) 第9節 避難体制の整備 市町村は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、地域の特性に応じて指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。 <u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> 県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。 県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。 県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 県は、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。 〈主な実施機関〉 県、市町村、学校、病院等の施設の管理者 第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟 市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。 この場合、特に以下の点に留意する。 1～4 （略） 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備 （略） 1～2 （略） 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 （1） （略） （2）指定避難所の指定 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努	関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。 県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。 県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 県は、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。 〈主な実施機関〉 県、市町村、学校、病院等の施設の管理者 第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟 市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。 この場合、特に以下の点に留意する。 1～4 （略） 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備 （略） 1～2 （略） 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 （1） （略） （2）指定避難所の指定 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努	字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
めるものとする。 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。 (3)～(7) (略) 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1)～(2) (略) (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定した期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。 イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。 ウ～キ (略) (4)～(5) (略) 5 (略) 6 <u>多様な避難状況の把握</u>	めるものとする。 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。 (3)～(7) (略) 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1)～(2) (略) (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定した期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。 イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、</u>換気、照明等の整備にも努める。 ウ～キ (略) (4)～(5) (略) 5 (略) 6 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> <u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把</u>	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(1)～(2) (略) 第3 (略) 第10節 交通・輸送体制の整備 (略) 第1 緊急通行車両等の事前届出（県公安委員会に限る） 県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両等の事前届出を受理する。 1 事前届出の対象とする車両 (1) 緊急通行車両 事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。 ア 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。 (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項 (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (ク) 緊急輸送の確保に関する事項 (ケ) その他災害の発生を防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項 イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「	握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 (1)～(2) (略) 第3 (略) 第10節 交通・輸送体制の整備 (略) 第1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続 1 実施担当機関 (1) 福岡県知事 (2) 福岡県公安委員会 2 緊急通行車両等の確認について 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。 なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく確認についても準用する。 3 緊急通行車両等の確認等に関する手続き (1) 対象車両（福岡県を使用の本拠の位置とする車両 ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両 ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 ・消防、水防その他の応急措置に 関する事項 ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項 ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 災害対策基本法施行令等の改正及び災害対策基本法施行規則等の改正に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。</u> <u>（２）規制除外車両</u> <u>事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならない車両とする。</u> <u>ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> <u>イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両</u> <u>ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u> <u>エ 道路啓開作業用車両</u> <u>オ 建設用重機</u> <u>カ 重機輸送車両（建設用重機と同一の利用者による届出に限る。）</u> <u>２ 事前届出の申請</u> <u>（１）申請者—— 緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）</u> <u>（２）申請先—— 警察署又は県警察本部交通規制課。</u> <u>３ 申請書類</u> <u>（１）緊急通行車両</u> <u>ア 緊急通行車両等事前届出書…２通</u> <u>イ 自動車検査証の写し…１通</u> <u>ウ 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類…１通</u> <u>（２）規制除外車両</u> <u>ア 規制除外車両事前届出書…２通</u> <u>イ 自動車検査証の写し…１通</u> <u>ウ 規制除外車両の対象であることを疎明する書類等…１通</u> <u>４ 事前届出済証の保管及び車両変更申請</u> <u>関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。</u> <u>５ 協定締結事業者への周知（関係各課、市町村）</u> <u>県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u>	<u>・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</u> <u>・緊急輸送の確保に関する事項</u> <u>・その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</u> <u>イ （１）に該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関（以下「指定行政機関等」という。）の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両</u> <u>（２）申出者</u> <u>ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者</u> <u>イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の利用者又は管理責任者</u> <u>ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の利用者又は管理責任者</u> <u>（３）申出先</u> <u>ア 災害発生前</u> <u>・福岡県</u> <u>・警察本部交通規制課</u> <u>・警察署</u> <u>イ 災害発生後</u> <u>・福岡県</u> <u>・緊急交通路の入口に設置された交通検問所</u> <u>・警察本部交通規制課</u> <u>・警察署</u> <u>（４）申出に必要な書類</u> <u>ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書）</u> <u>イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し</u> <u>ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u> <u>エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類</u> <u>（５）標章等の有効期限</u> <u>交付の日から起算して５年後の日</u> <u>（６）標章及び証明書の記載事項変更</u> <u>ア 届出先</u>	災害対策基本法施行令等の改正及び災害対策基本法施行規則等の改正に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
	・福岡県 ・警察本部交通規制課 ・警察署 イ 記載事項変更に必要な書類 ・緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書） ・交付した標章及び証明書 ・変更した事項を確かめる書類 ウ 再交付に必要な書類 ・緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書） ・残存する標章又は証明書 （７）標章及び証明書の返納 次のいずれかに該当する場合は、福岡県、警察本部又は警察署が返納を受理する。 ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものなくなったとき イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき ４ 緊急通行車両等の事前届出に関する周知等について 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。 第２ 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続 １ 実施担当機関 福岡県公安委員会 ２ 規制除外車両の事前届出 （１）対象車両（福岡県を使用の本拠の位置とする車両） 次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。 ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 （２）届出者 事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者 （３）届出先 ア 警察本部交通規制課	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 災害対策基本法施行令等の改正及び災害対策基本法施行規則等の改正に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第2 緊急輸送体制の整備 1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関） 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。 2～3 （略）	イ 警察署 （4）届出に必要な書類 ア 規制除外車両事前届出書 イ 車検証等の写し ウ 次のいずれかの書類 ・医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し ・医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し ・患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真 ・建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができ、車両の番号標及び車両の形状が確認できる写真 （5）除外届出済証の返納 規制除外車両として使用されるものでなくなったときは、警察本部又は警察署が返納を受理する。 3 災害発生時等における規制除外車両の確認手続 （1）申出先 ア 緊急交通路の入口に設置された交通検問所 イ 警察本部交通規制課 ウ 警察署 （2）申出に必要な書類 ア 規制除外車両確認申出書 イ 規制除外車両事前届出済証 （3）標章等の有効期限 <u>交付の日から起算して1か月後の日</u> 第3 緊急輸送体制の整備 1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関） 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。 2～3 （略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
4 緊急輸送道路の啓開体制の整備（<u>企画課</u>、道路維持課、関係出先事務所） 道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧を速やかに実施するため、<u>あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し</u>、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。 また、<u>道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとし</u>、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 5 港湾等の啓開体制の整備（<u>企画課</u>、港湾課、水産振興課、関係出先事務所）（略） 第11節 （略） 第12節 医療救護体制の整備（略） 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第5 （略） 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。 当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難	4 緊急輸送道路の啓開体制の整備（<u>県土整備企画課</u>、道路維持課、関係出先事務所） 道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む</u>）による道路啓開、応急復旧を速やかに実施するため、<u>他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保等の対策を講じ、建設業者等との間で協定等を締結に努める等</u>、体制を整備しておくものとする。 また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 5 港湾等の啓開体制の整備（<u>県土整備企画課</u>、港湾課、水産振興課、関係出先事務所）（略） 第11節 （略） 第12節 医療救護体制の整備（略） 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第11節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第5 （略） 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。<u>また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。</u> 当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推	組織改正に伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 組織改正に伴う修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・人づくり・県民生活部・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者 第1 （略） 第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・児童家庭課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） 1～3 （略） 第3～第6 （略） 第7 外国人等への支援対策 1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） （略） （1）外国人に対する防災知識の普及対策 県及び市町村は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレットの配布、国際交流センターのホームページでの情報発信等により防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。 市町村は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。 （2）～（3） （略） 2 （略） 第8 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症の自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・人づくり・県民生活部・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者 第1 （略） 第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・こども福祉課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） 1～3 （略） 第3～第6 （略） 第7 外国人等への支援対策 1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） （略） （1）外国人に対する防災知識の普及対策 県及び市町村は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレットの配布、国際交流センターのホームページでの情報発信等により防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。 市町村は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。 （2）～（3） （略） 2 （略） 第8 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等）にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これ	組織改正に伴う修正 消防庁防災業務計画（R6. 6）の修正に伴う修正 防災基本計画（R6. 6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第9 (略) 第14節 (略) 第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画 第1 共通方針 1 県及び市町村は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。 2～4 (略) 5 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に<u>十分配慮するものとする</u>。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。県は、指定避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。 7 (略) 8 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「飲料水の供給」、第15節「食料の供給」、第16節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟するものとする。 第2～第8 (略) 第16節 (略) 第17節 災害廃棄物処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村）	<u>らのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> 第9 (略) 第14節 (略) 第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画 第1 共通方針 1 県及び市町村は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、<u>毛布、携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。 2～4 (略) 5 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給が<u>可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする</u>。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資料</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。県は、指定避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。 7 (略) 8 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「飲料水の供給」、第16節「食料の供給」、第17節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟するものとする。 第2～第8 (略) 第16節 (略) 第17節 災害廃棄物処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
1 （略） 2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第18節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、下水道課、市町村） 1 （略） 2 し尿処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第18節「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第3 がれき等処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村） 1 （略） 2 がれき等の処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第4～第5 （略） 第18節 保健衛生・防疫体制の整備 （略） 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟（健康増進課・がん感染症疾病対策課・生活衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第12節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第2～第3 （略） 第4 家畜防疫への習熟（畜産課・家畜保健衛生所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第12節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟する。	1 （略） 2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第19節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、下水道課、市町村） 1 （略） 2 し尿処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第19節「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第3 がれき等処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村） 1 （略） 2 がれき等の処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第29節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第4～第5 （略） 第18節 保健衛生・防疫体制の整備 （略） 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟（健康増進課・がん感染症疾病対策課・生活衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第13節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第2～第3 （略） 第4 家畜防疫への習熟（畜産課・家畜保健衛生所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第13節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟する。	字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第19節～第20節 （略） （<u>新節挿入</u>）	第19節～第20節 （略） <u>第21節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防</u> <u>災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。</u> <u>孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講じるものとする。</u> <u>〈主な実施機関〉</u> <u>県、市町村、防災関係機関</u> <u>第1 災害時に孤立するおそれがある集落の把握</u> <u>県及び市町村は、地震による道路の損壊や液状化、地殻変動等により、孤立するおそれがある集落について、次の各号の把握に努めることとする。</u> <u>1 場所</u> <u>2 人口（要配慮者の状況を含む）</u> <u>3 当該集落内の指定避難所の確保・整備状況</u> <u>4 食料、飲料水、簡易トイレその他生活必需品の備蓄状況</u> <u>5 非常用電源の配備状況</u> <u>6 双方向の連絡が可能な非常用通信手段の配備状況</u> <u>7 その他孤立集落発生時に必要となる事項</u> <u>第2 孤立状態に対する予防措置</u> <u>県、市町村及び関係機関は、災害時に孤立状態となる地域が発生しないよう、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」に示す治水治山の対策や、土砂災害の防止、都市構造の防災化等の取組を行うこととする。</u> <u>第3 必要となる設備や物資の確保</u> <u>県及び市町村は、孤立するおそれがある集落が孤立状態に陥った際、必要となる設備及び物資等の確保に努めるとともに、当該集落が所在する市町村にあっては、当該集落内の避難所等に必要となる設備及び物資を配置するよう努めるものとする。</u> <u>県は、市町村が設備及び物資等を確保できるよう、適宜助言する。</u> <u>第4 孤立集落解消及び物資輸送体制の整備</u> <u>道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、速やかに孤立状態を解消するため、第2編「災害予防計画」第4章「効果的な応急活動</u>	孤立するおそれがある集落に関する調査（R6.5実施）に基づく修正 孤立するおそれがある集落に関する調査（R6.5実施）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第21節～第22節（略）	<u>のための事前対策」第10節「交通・輸送体制の整備」に示す緊急輸送道路や港湾等の啓開体制を構築する。</u> <u>県及び市町村は、地震動や液状化、津波による道路の寸断や港湾等の損壊、これらを要因とする輸送力の低下など、空路による緊急輸送が有効と考えられる場合に、孤立集落が必要とする人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう、ヘリコプターや無人航空機等を活用した、空路による輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 第22節～第23節（略）	
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第1章 活動体制の確立 第1節 （略） 第2節 県等の組織体制の確立 （略） 第1 県の組織体制の確立（全課（局）・関係出先事務所） （略） 1～3 （略） 4 災害対策本部等の設置 （1） （略） （2）災害対策本部等の組織 ア 災害対策本部及び地方本部 （略） （ア）災害対策本部 a～g （略） h その他 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。 また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノートム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 （イ） （略） イ～ウ （略）	第1章 活動体制の確立 第1節 （略） 第2節 県等の組織体制の確立 （略） 第1 県の組織体制の確立（全課（局）・関係出先事務所） （略） 1～3 （略） 4 災害対策本部等の設置 （1） （略） （2）災害対策本部等の組織 ア 災害対策本部及び地方本部 （略） （ア）災害対策本部 a～g （略） h その他 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。 また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、<u>必要に応じ</u>、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノートム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 （イ） （略） イ～ウ （略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(3)～(4) (略) 第2～第6 (略) 第3節 (略) 第4節 応援要請 (略) 第1 応援要請 1～5 (略) 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。 また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保するものとする。加えて、県は他県等からの救助部隊等の迅速な受入れ調整を可能とするため、ヘリコプター着陸場を県庁周辺に確保するものとする。 なお、激甚な被害等のため、応援要請市町村管内に応援拠点等を確保できない場合又は当該市町村管内に応援拠点等を確保できる場合であっても円滑な応援活動を実施できないと思われる場合には、当該市町村は県に対し、当該市町村の周辺市町村に応援拠点の開設と運営を要請する。 また、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。 (1) 情報提供体制 (2) 通信運用体制 (3) ヘリコプター離着陸場の確保 (4) 補給体制等 7 (略) 第2 (略) 第5節～第7節 (略)	(3)～(4) (略) 第2～第6 (略) 第3節 (略) 第4節 応援要請 (略) 第1 応援要請 1～5 (略) 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。 また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保するものとする。加えて、県は他県等からの救助部隊等の迅速な受入れ調整を可能とするため、ヘリコプター着陸場を県庁周辺に確保するものとする。 なお、激甚な被害等のため、応援要請市町村管内に応援拠点等を確保できない場合又は当該市町村管内に応援拠点等を確保できる場合であっても円滑な応援活動を実施できないと思われる場合には、当該市町村は県に対し、当該市町村の周辺市町村に応援拠点の開設と運営を要請する。 また、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。 (1) 情報提供体制 (2) 通信運用体制 (3) ヘリコプター離着陸場の確保 (4) 補給体制等 7 (略) 第2 (略) 第5節～第7節 (略)	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第2章 災害応急対策活動 第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達） （略） 第1 （略） 第2 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 1 （略） 2 地震及び津波に関する情報 第3 津波警報等の伝達系統 1～4 （略） 5 津波警報等の伝達 (1) 伝達系統図 (2)～(3) （略） 第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達 1～2 （略） 3 津波情報の情報文例 【到達予想時刻・高さ情報（予想される津波の高さを数値で発表）の例】 （略） 【到達予想時刻・高さ情報（予想される津波の高さを定性表現で発表）の例】 図 （略） 以下、地震情報（震源・震度に関する情報）、津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報）、<u>各地の震度に関する情報</u>等を発表する。 第5 （略） 第2節 （略） 第3節 被害情報等の収集伝達	第2章 災害応急対策活動 第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達） （略） 第1 （略） 第2 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 1 （略） 2 地震及び津波に関する情報 第3 津波警報等の伝達系統 1～4 （略） 5 津波警報等の伝達 (1) 伝達系統図 二重枠で囲まれている機関は、法定伝達先。 ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される (2)～(3) （略） 第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達 1～2 （略） 3 津波情報の情報文例 【到達予想時刻・高さ情報（予想される津波の高さを数値で発表）の例】 （略） 【到達予想時刻・高さ情報（予想される津波の高さを定性表現で発表）の例】 図 （略） 以下、地震情報（震源・震度に関する情報）、津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報）等を発表する。 第5 （略） 第2節 （略） 第3節 被害情報等の収集伝達	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(略) 第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村） (略) 1 (略) 2 地震発生直後の被害情報の把握 県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。 情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。 県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握	(略) 第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村） (略) 1 (略) 2 地震発生直後の被害情報の把握 県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。 情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。 県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
に努めるものとする。 (1) 人的被害（行方不明者の数を含む。） ※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。 (2) 建物被害 (3) 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況 (4) 避難の状況 (5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等） (6) 防災関係機関の対策の実施状況 (7) 交通機関の運行・道路の状況 (8) ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況 (9) 市町村からの要請及防災関係機関への要請 第2～第4 （略） 第4節 広報・広聴 災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。 なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関 第1 災害広報の実施 1 県における広報 (1) 広報内容 ア 県の行う広報内容 (略) (ア)～(オ) (略) (カ) a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（交通	に努めるものとする。 (1) 人的被害（行方不明者の数を含む。） ※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。 (2) 建物被害 (3) 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況 (4) 避難の状況 (5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等） (6) 防災関係機関の対策の実施状況 (7) 交通機関の運行・道路の状況 (8) ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況 (9) 市町村からの要請及防災関係機関への要請 第2～第4 （略） 第4節 広報・広聴 災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。 <u>また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</u> なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関 第1 災害広報の実施 1 県における広報 (1) 広報内容 ア 県の行う広報内容 (略) (ア)～(オ) (略) (カ) a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（交通	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
政策課、<u>空港事業課</u>、港湾課） b 道路損壊等による交通規制（道路維持課） （キ）～（タ） （略） イ （略） （２）～（３） （略） ２～３ （略） 第２～第３ （略） 第４ 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動 １ （略） ２ 内容 （１） （略） （２） 市町村の相談活動 市町村は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。 → 第４編「災害復旧・復興計画」第３章「被災者等の生活再建等の支援」 ・第<u>１</u>節「生活相談」 ・第<u>２</u>節「<u>女性のための相談</u>」 第５節 （略） 第６節 二次災害の防止 （略） 第１ 震災消防活動（防災危機管理局、市町村） 大規模地震の発生に伴い<u>二次的に発生する多発火災</u>による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。 １～５ （略） 第２ （略） 第３ 高層建築物、地下街災害応急対策（消防機関、警察、ガス事業者） １～２ （略） ３ 警察（警備課） 人命保護を最重点として、本章第<u>１</u>節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。 （１）～（６） （略） ４ （略） 第４ 地震、降雨等に伴う二次災害の防止 （略） １ 水害・土砂災害・宅地災害対策（環境保全課・河川整備課・砂防課・建築指導課・都市計画課・農村森林整備課、市町村）	政策課、<u>空港対策局</u>、港湾課） b 道路損壊等による交通規制（道路維持課） （キ）～（タ） （略） イ （略） （２）～（３） （略） ２～３ （略） 第２～第３ （略） 第４ 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動 １ （略） ２ 内容 （１） （略） （２） 市町村の相談活動 市町村は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。 → 第４編「災害復旧・復興計画」第３章「被災者等の生活再建等の支援」 ・第<u>３</u>節「生活相談」 ・第<u>４</u>節「<u>男女の心身の健康に関する相談</u>」 第５節 （略） 第６節 二次災害の防止 （略） 第１ 震災消防活動（防災危機管理局、市町村） 大規模地震の発生に伴う<u>火災や、ライフライン復旧時における通電火災の防止及び火災警戒など二次災害</u>による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。 １～５ （略） 第２ （略） 第３ 高層建築物、地下街災害応急対策（消防機関、警察、ガス事業者） １～２ （略） ３ 警察（警備課） 人命保護を最重点として、本章第<u>２</u>節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。 （１）～（６） （略） ４ （略） 第４ 地震、降雨等に伴う二次災害の防止 （略） １ 水害・土砂災害・宅地災害対策（環境保全課・河川整備課・砂防課・建築指導課・都市計画課・農村森林整備課、市町村）	記載の適正化 字句の修正 消防庁防災業務計画（R6. 6）の修正に伴う修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検について、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度＊を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。 ＊アドバイザー制度 … （公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度 2～3 （略） 第5 （略） 第6 鉱山災害応急対策 県防災計画（基本編・風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第32節「鉱山の災害応急対策」に準ずる。 （新節挿入）	県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検について、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度＊を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。 <u>九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u> <u>また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u> ＊アドバイザー制度 … （公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度 2～3 （略） 第5 （略） 第6 鉱山災害応急対策 県防災計画（基本編・風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第33節「鉱山の災害応急対策」に準ずる。 <u>第7節 孤立集落における災害応急対策</u>	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第7節 救出活動 大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団の重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。 そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>感染症対策のため</u>、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉労働部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村 第1～第4 （略）	<u>災害時に孤立集落が発生した場合、直ちに孤立状態の解消に取り組むとともに、孤立集落が必要とする支援を実施する。</u> 〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関 第1 孤立集落発生状況の把握 国、県、市町村及び指定公共機関は、道路の寸断や港湾等の損壊等による孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路や港湾等のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握するものとする。 第2 孤立集落発生時の対応 道路管理者等は、速やかに孤立状態を解消するため、福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「交通・輸送対策の実施」に示す道路啓開等に取り組む。 また、県及び市町村は、陸路や海路、ヘリコプターや無人航空機等による空路といったあらゆる手段を利用して輸送手段を確保し、飲料水、食料及び医薬品等の緊急輸送その他の孤立集落が必要とする支援を実施する。 第8節 救出活動 大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団の重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。 そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ</u>、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉労働部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村 第1～第4 （略）	孤立するおそれがある集落に関する調査（R6.5実施）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第8節 避難対策の実施 （略） 第1～第3 （略） 第4 指定避難所等の開設 1 市町村 （略） （1）～（5） （略） （6）良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供 その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備 （7）～（9） （略） （10）感染症対策 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 2 （略） 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理（市町村） （略） 1～2 （略） 3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課 こころの健康づくり推進室・生活衛生課、市町村） 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （1）～（5） （略） （6）<u>心の健康相談の実施</u>	第9節 避難対策の実施 （略） 第1～第3 （略） 第4 指定避難所等の開設 1 市町村 （略） （1）～（5） （略） （6）<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなどによる良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置</u>及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備 （7）～（9） （略） （10）感染症対策 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 <u>また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> 2 （略） 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理（市町村） （略） 1～2 （略） 3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課 こころの健康づくり推進室・生活衛生課、市町村） 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、<u>薬剤師</u>、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （1）～（5） （略） （6）<u>感染症対策</u> （7）<u>心の健康相談の実施</u>	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 厚生労働省科学研究「薬剤師のための災害対策マニュアル」に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第6～第7 （略） 第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮（市町村） やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め<u>なければならない</u>。 第9 （略） 第<u>9</u>節 交通・輸送対策の実施（略） 第1 （略） 第2 緊急輸送対策の実施（防災危機管理局・福祉総務課・関係部局・農林事務所、警察（公安委員会）、市町村、関係機関） 1 方針 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 2～3 4 緊急通行車両等の確認（防災危機管理局、農林事務所、警察（公安委員会）） 公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両等の確認（証明書及び標章の交付）を行う。	第6～第7 （略） 第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮（市町村） <u>市町村は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>このほか、</u>やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め<u>るものとする</u>。 第9 （略） 第<u>10</u>節 交通・輸送対策の実施（略） 第1 （略） 第2 緊急輸送対策の実施（防災危機管理局・福祉総務課・関係部局・農林事務所、警察（公安委員会）、市町村、関係機関） 1 方針 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 <u>また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> 2～3 4 緊急通行車両等の確認（防災危機管理局、農林事務所、警察（公安委員会）） <u>県</u>公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両等の確認（証明書及び標章の交付）を行う。	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(1) 申請手続 緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」及び「緊急通行車両等として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 ア～イ （略） (2) 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付 緊急通行車両等であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行車両等確認証明書及び標章を申請者に交付する。 (3) 災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について、第2編「災害予防計画」第4章「効果的な応急活動のための事前対策」第10節「交通・輸送体制の整備」第1「緊急通行車両等の事前届出」に定める緊急通行車両等の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。 。 資料編 交通施設－緊急通行車両等関係資料 参照 5～6 （略） 第3 交通施設の応急・復旧（鉄道、道路、港湾等、空港管理者等） 1 （略） 2 道路施設 (1) 方針 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するものとする。 。 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努めるものとする。 上記道路啓開等に当たっては、啓開道路の確保を最優先とし、その次に緊急輸送道路の確保に取り組むこととする。その他の道路啓開優先順位を決定するに当たっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。 併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、	(1) 申出手続 緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申出書」及び「緊急通行車両等として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 ア～イ （略） (2) 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両等であることを確認したときは、速やかに緊急通行車両等確認標章及び証明書を申出者に交付する。 (3) 災害発生時の事前届出車両の措置 県公安委員会は、改正前の災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の事前届出又は第2編「災害予防計画」第4章「効果的な応急活動のための事前対策」第10節「交通・輸送体制の整備」改正前の災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の事前届出を受けた車両に関する確認申出を受けた場合は、緊急通行車両等確認標章及び証明書を速やかに申出者に交付する。 資料編 交通施設－緊急通行車両等関係資料 参照 5～6 （略） 第3 交通施設の応急・復旧（鉄道、道路、港湾等、空港管理者等） 1 （略） 2 道路施設 (1) 方針 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開（障害物 （路面変状の補修や迂回路の整備を含む。））の除去、応急復旧）等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するものとする。 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努めるものとする。 上記道路啓開等に当たっては、啓開道路の確保を最優先とし、その次に緊急輸送道路の確保に取り組むこととする。その他の道路啓開優先順位を決定するに当たっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。 併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
道路利用者に対してビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 （２）～（５）（略） ３～５（略） 第10節 医療救護 （略） 第１～第２（略） 第５ 医薬品等の供給（業務課、市町村） （略） １～３（略） ４ 県は、災害の状況に応じて、モバイルファーマシーの医療救護所等への出動を県薬剤師会へ、モバイルファーマシーへの医薬品の搭載を県医薬品卸業協会へ要請する。 ５（略） 第６～第７（略） 第８ 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） １ 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣チーム（ＤＭＡＴ） 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣が想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にＤＭＡＴ調整本部を設置するとともに、統括ＤＭＡＴを保健医療福祉調整本部（ＤＭＡＴ調整本部）等に配置し、統括ＤＭＡＴと連携して医療救護活動を行う。 全国からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。 県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ福岡）、日本赤十字社福岡県支部、	道路利用者に対してビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 （２）～（５）（略） ３～５（略） 第11節 医療救護 （略） 第１～第４（略） 第５ 医薬品の供給（業務課、市町村） （略） １～３（略） ４ 県は、災害の状況に応じて、<u>災害薬事コーディネーターを医療救護調整本部等に配置する。また、必要に応じて、</u>モバイルファーマシーの医療救護所等への出動を県薬剤師会へ、モバイルファーマシーへの医薬品の搭載を県医薬品卸業協会へ要請する。 ５（略） 第６～第７（略） 第８ 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） １ 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣チーム（ＤＭＡＴ） 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣が想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にＤＭＡＴ調整本部を設置するとともに、統括ＤＭＡＴを保健医療福祉調整本部（ＤＭＡＴ調整本部）等に配置し、統括ＤＭＡＴと連携して医療救護活動を行う。 全国からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。 県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ福岡）、日本赤十字社福岡県支部、	福岡県保健医療計画（第８次）を踏まえた修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡ＪＤＡＴ）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 2～3 （略） 第9 （略） 第11節 要配慮者の支援 （略） 第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村） 1～2 （略） 3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣し、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。（福祉総務課） 第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村） 1～2 （略） 3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。 第3 避難対策 → 本編第2章第8節「避難対策の実施」 第4 生活の場の確保 県及び市町村は、以下により、要配慮者の生活の場を速やかに確保することとする。 1 応急仮設住宅の建設供与（県営住宅課・要配慮者関係各課、市町村） → 本編第2章第16節「住宅の確保」 2 公営住宅・一般住宅の確保（県営住宅課・住宅計画課・要配慮者関係各課、市町村） → 本編第2章第16節「住宅の確保」 3 公的宿泊施設の確保（要配慮者関係各課、市町村） → 本編第2章第16節「住宅の確保」	独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡ＪＤＡＴ）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）</u>、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 2～3 （略） 第9 （略） 第12節 要配慮者の支援 （略） 第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村） 1～2 （略） 3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）<u>や災害支援ナース</u>を派遣し、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。（福祉総務課） 第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村） 1～2 （略） 3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）<u>や災害支援ナース</u>を派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。 第3 避難対策 → 本編第2章第9節「避難対策の実施」 第4 生活の場の確保 県及び市町村は、以下により、要配慮者の生活の場を速やかに確保することとする。 1 応急仮設住宅の建設供与（県営住宅課・要配慮者関係各課、市町村） → 本編第2章第18節「住宅の確保」 2 公営住宅・一般住宅の確保（県営住宅課・住宅計画課・要配慮者関係各課、市町村） → 本編第2章第18節「住宅の確保」 3 公的宿泊施設の確保（要配慮者関係各課、市町村） → 本編第2章第18節「住宅の確保」	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第5 （略） 第12節 保健衛生、防疫、環境対策 （略） 第1 保健衛生（保健医療介護部、保健福祉環境事務所、市町村） 1～2 （略） 3 心のケア（健康増進課こころの健康づくり推進室） （略） （1）～（2） （略） （3）児童、生徒のメンタルケア（体育スポーツ健康課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課） → 第19節「文教対策の実施」 4 （略） 5 愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体） （略） （1）～（2） （略） （3）飼養動物、危険動物等の管理 県、市町村は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 （4） （略） 第2～第4 （略） 第13節～第16節 （略） 第17節 住宅の確保 （略） 第1 （略） 第2 空き家住宅の活用 1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。 （1） （略） （2）既存住宅ストックの活用（福祉総務課、住宅計画課、市町村） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストック	第5 （略） 第13節 保健衛生、防疫、環境対策 （略） 第1 保健衛生（保健医療介護部、保健福祉環境事務所、市町村） 1～2 （略） 3 心のケア（健康増進課こころの健康づくり推進室） （略） （1）～（2） （略） （3）児童、生徒のメンタルケア（体育スポーツ健康課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課） → 第20節「文教対策の実施」 4 （略） 5 愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体） （略） （1）～（2） （略） （3）飼養動物、危険動物等の管理 県、市町村は、<u>獣医師会等と連携し</u>、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 （4） （略） 第2～第4 （略） 第14節～第17節 （略） 第18節 住宅の確保 （略） 第1 （略） 第2 空き家住宅の活用 1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。 （1） （略） （2）既存住宅ストックの活用（福祉総務課、住宅計画課、市町村） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援や<u>ブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に	字句の修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
が存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 （３）（略） ２（略） 第３～第６（略） 第18節～第21節（略）	十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 （３）（略） ２（略） 第３～第６（略） 第19節～第22節（略）	
第４編 災害復旧・復興計画	第４編 災害復旧・復興計画	

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第1章 災害復旧・災害復興の基本方針 第1節 （略） 第2節 災害復旧・復興計画の構成 災害復旧・復興計画の構成は、<u>次のとおり</u>である。 第4編 災害復旧・復興 第1章 災害復旧・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2節 災害復旧・復興計画の構成 第2章 災害復旧事業の推進 第1節 復旧事業計画 第2節 激甚災害の指定 第3章 被害者等の生活再建等の 第1節 罹災証明書の発行 第2節 被災者台帳の整備 第3節 生活相談 第4節 女性のための相談 第5節 雇用機会の確保 第6節 義援金品の受付及び配分 第7節 生活資金の確保 第8節 郵便事業の特例措置 第9節 租税の徴収猶予、減免 第10節 災害弔慰金等の支給等 第11節 被災者の風俗による人権等被害を防止するため 第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 第2節 流通機能の回復 第5章 復興計画 第1節 復興計画作成の体制づくり 第2節 復興に対する合意形成 第3節 復興計画の推進 第3節 （略） 第2章 災害復旧事業の推進 大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の 目的が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にし つつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う ものとする。 なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、 資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、 関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復 旧事業を行い、又は支援するものとする。 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設 置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村 又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体 制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要がある と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又 はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度に より、被災市町村に対する支援を行う。 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は 自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市	第1章 災害復旧・災害復興の基本方針 第1節 （略） 第2節 災害復旧・復興計画の構成 災害復旧・復興計画の構成は、<u>目次のとおり</u>である。 <u>（削除）</u> 第3節 （略） 第2章 災害復旧事業の推進 大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の 目的が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にし つつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う ものとする。 なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、 資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、 関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復 旧事業を行い、又は支援するものとする。 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設 置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村 又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体 制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要がある と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又 はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度に より、被災市町村に対する支援を行う。 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は 自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市	字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関 第1節 復旧事業計画 (略) 第1～第9 第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画 特に県民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 第2節 (略) 第3章 被災者等の生活再建等の支援 災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。 なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に	町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関 第1節 復旧事業計画 (略) 第1～第9 第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画 特に県民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 第2節 (略) 第3章 被災者等の生活再建等の支援 災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。 なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
努める。 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。 また、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。 県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（総務部・保健医療介護部・福祉労働部等）、市町村、関係機関 第1節～第3節（略）	努める。 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。 また、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。県は、市町村の活動の支援に努めるものと<u>し、国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> 県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（総務部・保健医療介護部・福祉労働部等）、市町村、関係機関 第1節～第3節（略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由																																										
第4節 女性のための相談 災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <table><tr><th>機関名</th><th>措置事項</th></tr><tr><td>県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）</td><td>男女共同参画センターは、<u>災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など</u>に対応するため、<u>電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。</u></td></tr><tr><td>市町村</td><td>指定避難所等において、<u>女性特有の問題</u>に関する相談を受ける。</td></tr></table> 第5節～第11節（略） 第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 （略） 1 県、市町村、関係機関 （1）～（2）（略） （3）農林漁業関係融資（団体指導課・漁業管理課） 災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="10">被災農業者</td><td rowspan="10">被災林業者</td><td rowspan="10">被災漁業者</td><td rowspan="10">被災組合</td><td rowspan="10">共同利用施設</td><td>天災資金〔経営資金〕（農協等）</td></tr><tr><td>天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）</td></tr><tr><td>農業基盤整備資金（公庫）</td></tr><tr><td><u>主務大臣指定災害（公庫）復旧資金〔施設資金〕</u></td></tr><tr><td>林業基盤整備資金（公庫）</td></tr><tr><td>漁業基盤整備資金（公庫）</td></tr><tr><td>漁船資金（公庫）</td></tr><tr><td><u>共同利用施設災害（公庫）復旧資金</u></td></tr><tr><td>農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕</td></tr><tr><td><u>農林漁業災害対策資金特別資金（公庫）経営安定資金（農協等）</u></td></tr></table> 中金＝農林中央金庫 信連＝信用漁業協同組合連合会 公庫＝日本政策金融公庫	機関名	措置事項	県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など</u> に対応するため、 <u>電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。</u>	市町村	指定避難所等において、 <u>女性特有の問題</u> に関する相談を受ける。	被災農業者	被災林業者	被災漁業者	被災組合	共同利用施設	天災資金〔経営資金〕（農協等）	天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）	農業基盤整備資金（公庫）	<u>主務大臣指定災害（公庫）復旧資金〔施設資金〕</u>	林業基盤整備資金（公庫）	漁業基盤整備資金（公庫）	漁船資金（公庫）	<u>共同利用施設災害（公庫）復旧資金</u>	農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕	<u>農林漁業災害対策資金特別資金（公庫）経営安定資金（農協等）</u>	第4節 男女の心身の健康に関する相談 災害によって生じた女性、男性それぞれが抱える問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <table><tr><th>機関名</th><th>措置事項</th></tr><tr><td>県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）</td><td>男女共同参画センターは、<u>災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）</u>に対応するため、<u>電話やメール、面談等による相談を実施する。また、県は、健康管理を行っている保健師等と連携して相談窓口の周知に努め、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整備する。</u></td></tr><tr><td>市町村</td><td>指定避難所等において、<u>女性、男性それぞれが抱える問題</u>に関する相談を受ける。</td></tr></table> 第5節～第11節（略） 第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 （略） 1 県、市町村、関係機関 （1）～（2）（略） （3）農林漁業関係融資（団体指導課・漁業管理課） 災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="10">被災農業者</td><td rowspan="10">被災林業者</td><td rowspan="10">被災漁業者</td><td rowspan="10">被災組合</td><td rowspan="10">共同利用施設</td><td>天災資金〔経営資金〕（農協等）</td></tr><tr><td>天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）</td></tr><tr><td>農業基盤整備資金（公庫）</td></tr><tr><td><u>農林漁業施設資金〔主務大臣指定施設〕災害復旧（公庫）</u></td></tr><tr><td>林業基盤整備資金（公庫）</td></tr><tr><td>漁業基盤整備資金（公庫）</td></tr><tr><td>漁船資金（公庫）</td></tr><tr><td><u>農林漁業施設資金〔共同利用施設〕（公庫）</u></td></tr><tr><td>農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕</td></tr><tr><td><u>農林漁業災害対策資金（農協等）〔災害資金〕</u></td></tr></table> 中金＝農林中央金庫 信連＝信用漁業協同組合連合会 公庫＝日本政策金融公庫	機関名	措置事項	県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）</u> に対応するため、 <u>電話やメール、面談等による相談を実施する。また、県は、健康管理を行っている保健師等と連携して相談窓口の周知に努め、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整備する。</u>	市町村	指定避難所等において、 <u>女性、男性それぞれが抱える問題</u> に関する相談を受ける。	被災農業者	被災林業者	被災漁業者	被災組合	共同利用施設	天災資金〔経営資金〕（農協等）	天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）	農業基盤整備資金（公庫）	<u>農林漁業施設資金〔主務大臣指定施設〕災害復旧（公庫）</u>	林業基盤整備資金（公庫）	漁業基盤整備資金（公庫）	漁船資金（公庫）	<u>農林漁業施設資金〔共同利用施設〕（公庫）</u>	農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕	<u>農林漁業災害対策資金（農協等）〔災害資金〕</u>	内閣府ガイドラインを踏まえた修正
機関名	措置事項																																											
県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など</u> に対応するため、 <u>電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。</u>																																											
市町村	指定避難所等において、 <u>女性特有の問題</u> に関する相談を受ける。																																											
被災農業者	被災林業者	被災漁業者	被災組合	共同利用施設	天災資金〔経営資金〕（農協等）																																							
					天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）																																							
					農業基盤整備資金（公庫）																																							
					<u>主務大臣指定災害（公庫）復旧資金〔施設資金〕</u>																																							
					林業基盤整備資金（公庫）																																							
					漁業基盤整備資金（公庫）																																							
					漁船資金（公庫）																																							
					<u>共同利用施設災害（公庫）復旧資金</u>																																							
					農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕																																							
					<u>農林漁業災害対策資金特別資金（公庫）経営安定資金（農協等）</u>																																							
機関名	措置事項																																											
県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）</u> に対応するため、 <u>電話やメール、面談等による相談を実施する。また、県は、健康管理を行っている保健師等と連携して相談窓口の周知に努め、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整備する。</u>																																											
市町村	指定避難所等において、 <u>女性、男性それぞれが抱える問題</u> に関する相談を受ける。																																											
被災農業者	被災林業者	被災漁業者	被災組合	共同利用施設	天災資金〔経営資金〕（農協等）																																							
					天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）																																							
					農業基盤整備資金（公庫）																																							
					<u>農林漁業施設資金〔主務大臣指定施設〕災害復旧（公庫）</u>																																							
					林業基盤整備資金（公庫）																																							
					漁業基盤整備資金（公庫）																																							
					漁船資金（公庫）																																							
					<u>農林漁業施設資金〔共同利用施設〕（公庫）</u>																																							
					農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕																																							
					<u>農林漁業災害対策資金（農協等）〔災害資金〕</u>																																							
		融資資金名の変更等に伴う修正																																										

融資資金名の変更に伴う修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
2 ～ 3（略） 第 2 節（略） 第 5 章（略）	2 ～ 3（略） 第 2 節（略） 第 5 章（略）	